

サービス貿易と国家管轄権の態様

(村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権—国際法と国内法—山本草二先生古稀記念』(一九九八年、勁草書房)
四七一—四八六頁所収。)

北村 大

一 はじめに

経済取引の分野における管轄権の域外適用の古典的事例、すなわち外国におけるカルテルを輸入国の独占禁止当局が取り締まる、という問題は、サービス貿易(Trade in service)の分野では意外に例が少ない。その理由は、そもそもサービス貿易を行うため、つまり市場に参入するためには相手国の規制、すなわち管轄権に服する必要がある場合が多いからである。

第一に、モノ、即ち商品の貿易と異なり、サービスは物理的な存在として転々流通するものではない。このため、サービスを外国市場で提供するためには、その市場で事業主体の何らかのプレゼンスを置く(例えば銀行の窓口)か、何らかの物理的な媒体を経由する(例えば衛星通信における電波)ことがしばしば必要になる。このようなプレゼンスや媒体が何らかの形で相手国の管轄権に服すること、それ自体は国際法上の争点ではないと言ってよいだろう。

第二に、先進国、開発途上国を問わず、航空、金融、通信等のサービス分野とは、政府による参入規制、料金規制等の各種の規制が色濃く残る対象産業である。近年の規制緩和(deregulation)がサービス分野を中心に論議されてきていることは、この事実の裏返しと考えることもできる。そして、このような規制においてはサービスそのものでなく、事業主体、すなわち「サービス提供者」という行為の主体が法律構成上一つの焦点になる。しかも、規制が参入規制を伴うことから、サービス提供者は、サービス貿易を行うための要件として、免許、許可等の形で規制上認知される必要があることが多い。このように市場への参入が行政行為を要件としている場合には、これとセットで事業規制を受けたとしても、それ自体をめぐって管轄権の適用に関わる国際法上の問題が生じる可能性はあまりない。

このように、相手国の管轄権に服すること自体は市場へのアクセスの条件としてやむを得ないとすれば、国際法上の問題は、程度の問題、すなわち、どのような条件でどこまで管轄権に服するべきかという形で生ずることになる。例えば、衛星通信については、国際業務協定の認可の対象をどこまでとするかが問題となり得る。また、銀行の窓口についてであれば、受入れ国が外国銀行の支店に対してどこまで本店の財務内容の報告を要求できるかが争点として考えられる。

しかし、右のような枠組みに大きな変化が生まれようとしていることも忘れてはならない。第一にコンピュータネットワークの整備がその要因となる。インターネットの普及につれて、これまであまり進展しなかったホームページやホーム・ショッピングがすでに現実となってきた。このことは、他方でこれまで相対取引と考えられてきたサービスの提供がプレゼンスなしに可能になることを意味する。

第二に、サービス貿易の自由化に伴う規制緩和の進展である。つまり、規制緩和の結果として参入規制が撤廃され、市場アクセスが自由化することが想定される。他方において消費者保護等の観点から事業規制としての事業者規制(例えばクーリング・オフ、書面の交付等)のみは必要となる可能性もある。そうすると、外国の事業者は、市場アクセス

という見返りなしにその行為が規制を受ける可能性が生じる。すなわち、ここに独占禁止法をめぐる古典的な事例と同様の管轄権の域外適用の問題が発生する可能性もある。

本稿では実務的な観点から以上のようなサービス貿易をめぐる国家管轄権の問題について検討することとする。まず、以上の問題点と密接な関連を有する世界貿易機関（WTO）関連の協定の一であるサービス貿易協定について検討しよう。

一 サービス貿易協定と管轄権

1 サービス貿易協定の意義

よく知られているように、ウルグアイ・ラウンドでは、サービスの貿易に関する一般協定（平成七年一月一日発効、平成九年十二月十六日現在締約国数百二十一箇国。以下「サービス貿易協定」という。）が作成された。この協定は、モノ、すなわち産品の貿易に適用される「一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定」（以下「ガット」という。）とともに産品及びサービスの貿易全般について自由化を図る枠組みとして、サービス貿易に影響を与える各加盟国政府の措置を国際的な規律の下に置いている。このため、同協定の規定はサービス貿易における管轄権の適用をめぐり国際法上の問題に解決を与えるものではないが、その検討に重要な関連を有する国際法の枠組みを構成する。

特に、同協定による「サービス貿易」の類型化は、この分野における国家管轄権の適用の問題を分析する上で便利な手法となっている。そこで、まず同協定の内容を概観しよう。⁴¹⁾

2 サービス貿易協定の構成

協定は、ガットと同様に加盟国政府がとる措置（いわゆる公権力の行使にとどまらず、法令、行政指導等も含む）。

第二八条（a）（参照）を直接の規律の対象とする。ある措置がサービス貿易に影響を及ぼすものである限り、加盟国政府は権限を自由に行使することができず、協定の定めるルールに従う義務を負うものである。協定の定める実体的なルールは協定第二部以下に定められている。そのうち特に重要なものをあげると、次の三点である。

（一）最恵国待遇（第二二条）

最恵国待遇はガットと同様に一般的に与えられ、加盟国のサービスは協定を締結することにより当然にこの待遇を保証される。

（二）市場アクセス（第一六条）

協定には外国からの市場アクセスを認めるサービスの分野、条件等を特定する「約束表」というものが添付されている（これはガットの譲許表に対応する）。そして約束表に個々に掲げられた分野については、加盟国は事業者数の規制、事業規模の制限、外資規制等を行うことができず、市場アクセスを認める義務を負うものである。

（三）内国民待遇（第一七条）

この待遇は市場アクセスと同様に約束表に掲げられたセクターについてのみ与えられる。言ってみてもなく、内国民待遇とは、外国企業であること、又は外国のサービスであることを理由に差別されないことを確保するものである。

3 「サービス貿易」の定義と管轄権

ところで協定は「サービス貿易」を領域主権との関連性の強弱に応じて四のカテゴリーに分類し、概念の明確化を図っている(第一条)。⁴⁷⁵そこで、このカテゴリーに沿って、それぞれ管轄権の適用をめぐる問題がどのような形で発生し得るかを分析しよう。第一条の四カテゴリーは、次のとおりである。

- 「(a) いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービスの提供
 (b) いずれかの加盟国の領域におけるサービスの提供であって他の加盟国のサービス消費者に対して行われるもの
 (c) いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの
 (d) いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の加盟国の自然人を通じて行われるもの」

まず、(a)のカテゴリー(第一モード)はいわゆる「越境取引(cross-border trade)」を意味する。これに該当するものは、国際航空サービス、国際通信サービス、国際通販サービス等があるとされている。すなわち、通常の意味で何らかの「越境性」を觀念することのできるサービスである。逆にこのカテゴリーに該当するかどうかは必ずしも個々の取引の法的構成、特に涉外性とは関係がない。例えば、外国航空機を国内の事業者がチャーターして役務を国内の利用者に提供するケースを考えよう。ここには、航空機のチャーター契約と利用者との運送契約の二つの取引がある。前者は涉外取引の典型例であるが、後者は国内取引である。しかし、だからといって協定の射程距離には前者のみが含まれ、後者が含まれないとは考えられていない。また、国際電話サービスは、法律構成としては利用者と利用者の所在する地の事業者との間で役務が提供される関係にたつ⁴⁷⁶ものであるが、協定はサービスの全体を「サービ

ス貿易」と觀念していると解される。⁴⁷⁷

一見して明らかによつて、この類型においては、外国に所在するサービス提供者に対し輸入国の管轄権を及ぼすことがどのような条件で、またどこまで国際法上許容されるかという問題が発生し得る。特に、市場アクセスが自由化され、事後規制としての事業者規制に移行した場合には、形としては競争法制の域外適用とまったく同じ問題が生じることになる。

(b)(第二モード)の典型的なケースは外国人に対する観光サービスである。この場合においては、サービスの提供を規制する措置はその政府の国内でとられ、その相手方も国内事業者であり、又はその国に滞在中の外国人であるから、その限りでは通常の領域主権の範囲内の問題であり、管轄権の適用をめぐる問題はないと考えてよいであらう。⁴⁷⁸第三に、(c)(第三モード)及び(d)(第四モード)は何らかの拠点を通じて外国でサービスが提供されるケースである。金融機関が海外支店を通じて提供する金融サービス、フランチャイズを通じて行う外食サービス等多様なものがある。こういった拠点自体が受入れ国の領域主権すなわち管轄権に服することは、すでに述べたように国際法上疑いがない。しかし、サービス市場に規制が行われている場合には、規制当局が拠点に対して及ぼす措置のあり方によつては、本国のサービス提供者が影響を受けることがあり得る。すなわち、拠点を通じる規制のあり方と管轄権の適用の問題が顕在化し得ることになる。

4 サービス貿易協定における国家管轄権の処理

以上のよつて、協定の規律の射程距離にあるサービス貿易とは、管轄権の適用をめぐる問題を生じる契機を含んでいる。では、この意味でのサービス貿易に影響を及ぼす政府の措置を規律するこの協定は、この問題をどのように処理しているのだろうか。

第一義的には、すでに概観した協定の規律の内容から明らかのように、協定はサービス貿易を自由化することを目的とするものであり、一国の管轄権の適用範囲を画することを直接の目的とするものではない。むしろ、市場への参入の障害となるような規制権限（すなわち管轄権）の行使に一定の実体的な枠をはめるといふ、極めて現実的なアプローチをとっている。他方、最惠国待遇、内国民待遇、又は市場アクセスを加盟国の法令上確保することはまさにこの例である。この観点から特に注目し値するのは次の第六条の規定である。

(1) 国内規制に関する準則

この条項はサービスの分野が国内規制の適用を受けることがあることを前提として、規制の合理性、救済手段等を確保しようとするものである。そして特定の約束をしたセクターについては、各加盟国は、自国の規制を次の実体的な基準を満たす形で適用する義務を負う（同条5）。

- 「(a) 客観的なかつ、透明性を有する基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づき、」
 (b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
 (c) 免許の手續については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。」

しかも、協定の規定を遵守しなかった場合には、加盟国はWTO紛争処理手続を援用することができると、規制当局の立場からすれば、かなり厳しい実体的な枠がはめられているということになる。

他方において、右に明らかなようにこの規定は国家管轄権の行使の範囲を直接に画すものではなく、各加盟国による国家管轄権の行使がどこまで許容されるのかは必ずしも明確でない。交渉当事者の意図としては、管轄権は領域主権を含む一般国際法の原則の枠内で行使されるという前提で、実体的な枠をはめる上い趣旨だった、と考えるべきであろう。例えば、外国にある本店の情報提供をどこまで求めることができるかという問題は、この規定の解釈上は、(b) に「大きな負担」となるかどうかで決すべきであろう。

ところで協定の下でサービス貿易が自由化され、参入が自由になるほど事後規制に移行することになる。そして事後規制となると参入の見返りとしての事業規制でなく、事業規制のみが残ることとなることはすでに指摘したとおりである。協定の規定の中でこの問題に特に関連するのは次の規定である。

(2) 商慣行に係る規制

第九条は、伝統的な管轄権の域外適用の問題をもたらす競争法制の域外適用の問題について規定している。

「1 加盟国は、サービス提供者の一定の商慣習……が競争を抑制し及びこれによりサービスの貿易を制限することがあることを認める。」

2 加盟国は、他の加盟国の要請に応じ、1の商慣習を撤廃することを目的として協議を行う。要請を受けた加盟国は、当該要請に対し十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報で公開利用可能なものを提供することにより協力する。……」

ここで問題とされているのは競争を制限するようなカルテル等である。仮に外国の航空会社が談合をして空港の使用権を買い占めるようなことがあればサービス輸入国としては輸出国に協議を求めることができ、輸出国としては好意的な考慮を払うことが求められることとなる。

第一に指摘されるのは、この規定の射程距離が限られていることである。言いつまむまでもなく、相手国の事業規制に服している場合には、右のような商慣行は規制上排除されるであろうから、この規定が特に意味を持つのは、規制に服していない行為（特に管轄権が及んでいない場合）であることとなる。ところが、この規定は「サービスの貿易の制限と直接に関係しないような商慣行（例えば消費者保護に関連するもの）」については対象としていない。したがって、消費者保護のために協議を求めるとは、この規定の下ではできないこととなる。

第二に、他方においてこの規定は輸入国側がどこまで外国の事業者による事業規制を及ぼしてよいかという問題には答

えていない。この規定に管轄権の適用を差し控える義務を負うほどの強い意味があると解するべきなのであろうか。いずれにせよ、サービス貿易協定は、自由化のために機能することが期待されているが、自由化の後の事態については他の枠組みに委ねられているというところである。

三 我が国における規制をめぐる事例

以上の検討から、サービス貿易をめぐる管轄権の適用の問題は、輸入国内にあるプレゼンスに対する管轄権行使の範囲の問題として、又は市場アクセスの自由化に伴って外国の事業者に対する事業規制をいかに行うかという問題として生じることが明らかとなった。そこで、我が国における規制の事例をあげてこのような管轄権の適用の問題が具体的にどのように処理されているかを検討しよう。

1 空法による国際航空サービスの規制

(1) 外国航空会社の地位

国際航空サービスは、長い間二国間航空協定による規制を受けてきたサービス貿易の分野である。サービス貿易協定は、このような歴史的経緯を踏まえて「運輸権」については適用されないことになっている(協定の航空運送サービスに関する附属書²⁾)。したがって、最惠国待遇は与えられず、各国は二国間航空協定で個々に得た権利の枠内のみ相手国に乗り入れることができることになる。

航空法昭和二十七年法律第三三二号³⁾上は、外国航空会社による国際航空サービスの提供を「外国人国際航空運送事業」を経営することに対する運輸大臣の許可の形で認めることとなっている(法第二十九条)。ところで航空運送事業についても、運賃料金の認可(法第一〇五条)、事業計画(第一〇〇条)、耐空証明(第一〇条)その他の安全性規制

等規制が多く、管轄権の範囲の問題をはらんでいる。

(2) 管理権の処理

このうち航空機という物理的な存在に関する規制、すなわち安全性規制については一般に航空機の登録国(サービスの輸出国と言ってよいだろう)(⁴⁾の規制に委ねられている(第一条)。これはシカゴ条約第三三条に根拠を有する。いずれにせよ外国の航空機は我が国に常駐するものではないから、その安全性を確保するという目的を我が国法令で達成することは困難といわざるを得ない。

他方、運賃等に関する規制は事業者規制となっている。例えば、事業者は、事業計画を運輸大臣の認可を得なければならぬ。そして外国法人である外国航空会社についても、法の明文上は営業所その他のプレゼンスを我が国領域内に有することは要求されていない。そうすると、「外国人国際運送事業者」とは、通常の施行地の外にある存在を含んでおり、法はこの存在に対して市場アクセスを認めるともに関連する規制を満足する責任を課していることになる。とすれば、この法律は、第一モードに関するサービス貿易をめぐる規制法の施行地について厳密な意味での属地主義の特例を定めていると整理することも可能であろう⁵⁾。

他方、航空法がそのような趣旨であるかどうかについては疑問の余地がある。法施行規則を見ると、外国人国際運送事業者について我が国内に事業所を有していることを前提としているからである(第三三条)。施行規則で法律の要件を加重することはできないから、法律上も、右の文言の解釈上又は運輸大臣の許可権限の行使の上でこの前提が存在するのであろう。そうとすれば、航空法は、明文の規定こそないが、我が国内のプレゼンスを有する外国法人に市場アクセスを認めるともに関連する規制を適用する形で運用されているケースと考えることができる。すなわち、あくまで第三モードであるという整理と考えられる⁶⁾。

2 銀行法における外国銀行の規制

(1) 子会社方式、支店方式及び第二モード

銀行法においては形式的な意味での外資規制がない。「外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者」(「外国銀行」としては、我が国商法により子会社として株式会社を設立し(法第五条)又は支店若しくは代理店を設けて(第四七条)参入することとなる。我が国の市場へのアクセスは第三モードに限られているということである)。

ただし、現在でも個人・法人が海外の外国銀行に口座を開き、又はこれから借り入れること(すなわち、外国銀行が拠点を有さずに預金を受け入れ、貸し付ける営業を営むこと)自体は外為法の範囲内で可能である。そして合法的な活動と違法な活動との区別は、実務上、我が国内で「積極的勧誘」があるかないかでなされている¹⁰⁾。すなわち、積極的勧誘がなければ「銀行業」は営まれていないので右のような我が国市場に関連する営業も合法である、という解釈である。そしてこの営業は、サービス貿易協定上第一モード(越境取引)でなく、第二モード(輸出国の国内での取引)と観念されているのである¹¹⁾。このため、右については我が国の銀行法は適用されず、管轄権の行使の問題も起らない。

(2) 支店に対する管轄権の適用

支店方式を選択して市場に参入することを認める場合には、当該支店にどのような規制を行うべきか、特に銀行の場合には財務内容の報告の範囲という形で問題となる。そもそも銀行法は、外国銀行の支店に免許を与える場合においてどの範囲で「事業者」を観念するかが明確に規定されている。すなわち、第四七条により、原則として海外の本店でなく、当該支店が「銀行」とみなされる。この点は航空法に見られない、厳格な属地主義を示していると言っておりであろう。しかし、財務内容については、支店のみを把握しても意味がない場合が考えられる。この点を解決す

るために、銀行法は大蔵大臣に対して支店のみならず本店に関する財務内容についても報告を求める権限を与えている(第四八条第二項)。この場合には、報告を求める名宛人は支店であるから、執行管轄権の域外適用の問題は回避されている。しかし、財務内容が外国にある情報であることから、間接的ではあるにせよ、本店という国外の存在に対する要求であることになる。財務内容、すなわち信用が銀行にとってもっとも重要なエレメントであること、諸外国も同様の規制をしていることからすれば、特に重い負担とならない限り、実質的にも国際法上問題とするべきものではないと言つことだろうか。

3 訪問販売法及び割賦販売法による国際通販サービスの規制

(1) 消費者保護規制

近年の通信販売、特にインターネット等のコンピュータネットワークを経由した電子取引についてはさまざまな角度から問題が提起されている¹²⁾。特に問題と考えられているのが、消費者保護をいかに通信販売について確保するかというポイントである。サービス貿易との関連では、訪問販売等に関する法律(昭和五十二年法律第五七号)及び割賦販売法(昭和三十六年法律第一五九号)に定めるクーリング・オフ、購入者による契約解除からの損害賠償額の制限等の規定を海外からの通販サービスについて適用できるかどうかが具体的な争点となる。

この事例で特に注意を要するのは、いずれの法律も原則として事業開始のために許可その他の行政行為が要件となっていないということである。つまり、海外の事業者の立場からすれば市場アクセスそのものは自由化されている。しかも、いずれの法律も海外の通販業者について国内に営業所その他の拠点を有することを要求していない(第一モード)。とすると、これらの法令が海外の事業者にも適用されるとすれば、市場アクセスを認めるという見返りのないまま一定の行為が政策目的のために禁止されるといふ規制上の負担だけが課されることになる。まさに立法管轄権の

域外適用の問題となる。

ところで、いずれの法律を見ても「本邦外にある者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供（訪問販売等に関する法律第一〇条二号）又は「輸出取引たる割賦販売」（割賦販売法第八条二号）を明文で適用除外としている。そうすると、単に反対解釈をすれば「本邦内にある者に対する「販売等や「輸入取引」たる販売についてはこれらの法律の適用があると解釈する余地があるであろう。これらの法律は外国法人である通販業者に対して立法管轄権を直接に及ぼした事例なのであるか。

（２）施行地外の事業者に対する効果

しかしながら、我が国の法律の施行地は、言つまでもなく特に明文の規定のない限り我が国領域内と考えるのが相当である^{四〇}。そして、これらの法律は国際的な取引を念頭に置いておらず、「販売業者」や「事業者」一般について一定の行為を義務づけるといふ、義務づけの規制である。そうすれば、これらは、第一義的には施行地にある「販売業者」や「事業者」について適用される趣旨と考えるべきであろう。

第二に、仮に施行地外にある「販売業者」や「事業者」が含まれているのであれば、我が国を中心とした対外取引を適用除外するという形は不可解である。むしろ我が国に関連する取引に適用するという適用範囲の積極的な決定の形の規定とすべきと見るであらう。逆に適用除外の形をとったといふことは、施行地内の「販売業者」や「事業者」のみに適用されることを前提として対外取引のみを特に除外したといふ趣旨と考える方がすなおである^{四一}。

以上から、法令の文言を見る限り、国際通販サービスについての国家管轄権の適用は、伝統的な領域主権の範囲内にとどまっていると思われる。今後の電子取引の進展につれ、法改正により対処するのか解釈により対処するのかは別として、消費者保護の課題、そしてそれに伴って立法管轄権の範囲の問題が顕在化する可能性も否定できない。この関連では、重要なのは規制当局に後見的な役割を期待するかどうかである。一つの方向としては、銀行法と同様に、

第二モードの問題と整理し直し、各消費者の自己責任と割り切って、相手国に規制を委ねることも考えられるだろう。

4 小括

以上から明らかなことは次のようにまとめることができる。

- 第一に、我が国の規制は、外国に所在する事業者主体に対して直接の市場アクセスを認める場合には、これに直接に規制を加える場合がある。
- 第二に、他方、右のようにして外国の事業者主体に対して規制を適用する場合には、営業所その他の何らかのプレゼンスを前提とし、これに対する規制の形をとっている場合がある。また、越境的な取引について輸出国内での取引と割り切って我が国の規制を適用しない場合がある。
- 第三に、営業所その他のプレゼンスを通じた規制が本国又は外国における当該事業者主体の活動に制約となる場合が考えられる。
- 第四に、これに対し市場アクセスを認めるという見返りなしに規制上の義務のみを課すという規制は、義務を課される事業者主体は施行地内にあるものを想定したと考えられる規定ぶりである。

四 結論

サービス貿易においては、事業者主体が相手国の規制に服する場合が多く、このことがかえって管轄権の域外適用の問題を顕在化させないことにつながっている。他方、コンピュータ・ネットワークの整備に伴い、必ずしも輸入国にプレゼンスを必要としない分野が拡大している。しかも、サービス貿易協定の下でサービス分野における規制緩和が進展した場合には、自由に市場への参入、活動が行われることとなる反面、事業者主体の活動は事後規制に委ねられる

こととなる。

そうすれば、ここには古典的な域外適用の問題が改めて発生し得る可能性がある。例えば、ある国の航空会社が路線を独占するために極めて低い運賃を申請したことによつて、これを相手国の当局が競争上の理由から認可しなかったとしても、交渉マターになるかどうかは別として管轄権の域外適用の問題とはならない。ところが、規制が撤廃されれば、相手国としては競争法制によつて運賃を規制することとなる。この時とこれまで規制できるかについて「効果理論」、「国際的礼讓」等の古典的な議論が避けて通れないだろう。見方を変えれば、古典的な参入規制を伴つ事前規制では当局と事業主体との間で解決されていた問題が、事後規制では国際法上の問題にエスカレートすると言つてもできる。

この問題を解決するためには、営業所その他の何らかのプレゼンスを国内に要求し、ここを経由して事業を行うことを参入の要件とすること(第一モードの第三モードへの転換)が管轄権の域外適用の問題を顕在化させずに規制緩和を図る一つの方途として考えられるかもしれない。

他方、そうしたとしても、コンピュータ・ネットワークを用いる電子取引の進展の問題が避けて通れない課題となる。むしろ、いよいよ拡大する第一モードのサービス貿易の中でいかに最低限必要な規制を確保するかが国家管轄権をめぐる新しい課題として生じる可能性が残される。また、第一モードによる参入を禁止することは、サービス貿易協定の約束表に掲げられている業種についてはそもそも許されない。銀行業に見られるように、これを第一モードと観念せず第二モードと整理することが不可避なのだろうか。この場合には、消費者の保護は相手国に委ね、自己責任による取引と割り切ることが必要となる。

いずれの途をとるにせよ、サービス貿易協定の下での規制に関するルール作りや、協議制度等の活用の上で管轄権の行使の問題を視野に入れた解決策を追求することが望ましい。

一 一般に「サービス貿易」という用語には定まった定義はない。例えば、所得統計上では、海外投資の収益、海外での労働による所得等をも含む意味で用いられる。OECD 国際取引取引目録(以下、参照)。

二 B. Hindley & A. Smith, Comparative Advantage and Trade in Services, 7 World Econ. 369 (1984)。

三 回協定の解説書によつて、商業邦産「解説」WTO サービス貿易一般協定(GATS) (平成八年が詳しい)。

四 国際電信電話会社の「国際電話サービス経営規程」第二条用語の定義を参照。

五 国家前掲書三頁。

六 なお、海外の銀行における口座の開設をめぐる問題については後述のとおり。

七 この場合において国内的な救済を優先するべきかどうかについては見解が分かれるところであるが、一般にガットにおいては国内的救済完了の原則は適用がないとされる。北澤雄司「WTO の紛争処理」(平成七年)八五頁以下。

八 ガットの前身であるGATT憲章は「この問題については協議事項を有していた」。

九 罰則(第一五七条の二)下二つは、違反事例が「これも我が国における行為(航空機の運行を含む)」と二つ形でおこなわれるので、外国人の国外犯には該当しない。

一〇 マレーシア航空事件に関する民事裁判権に係る最高裁判所の判断(最判昭和五六年十一月十六日民集三五巻七号二二四頁)を参照。

一一 我が国の約束表七「金融サービス」の項参照。なお、証券の分野では外国証券業者に関する法律において「外国証券業者」を海外の者を含む概念として用いていることからも、施行令第三条において明文の規定で右のような行為を適用除外している。

一二 金融サービスに係る約束に関する解B4参照。

一三 例えは、郵政省電通局同監修「高度情報通信社会—日本の岐路—(平成八年)一四二頁以下。

一四 我が国の領土であった渡邊前の沖縄県に対しては、復帰前には我が国の法令は適用されていなかったという整理である。沖縄の復帰に伴つ特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第一一九号)第一条参照。

一五 なお、同様の構成、すなわち「事業者」の行為規範について性格を有する独占禁止法については我が国領域内で「事業者」と観念するに足りる実体がない外国法人についても適用があるという見解が示されている(例えは、公正取引委員会事務局編「独占禁止法の域外適用」(平成二年)六七頁)。

このように見解をこつた場合には、国際的協定又は国際的契約を特に規制する同法第六条の趣旨をこつ整合的に理解するかが問題となる。例えは我が国に拠点をもちない外国法人間の対日輸出カルテルという典型例は、法第五条の適用を受けるのか法第六条の適用を受けるのか、仮に第五条だとすれば第六条の意義は「こ」にあるのか問われることになる。